品川区エンジニア確保支援事業助成金交付要綱

制定 令和元年5月20日区長決定 要綱第232号 改正 令和3年4月 1日区長決定 要綱第133号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業のエンジニアの確保を支援し、区内産業の活性化を図るため、区内中小企業が人材紹介会社や転職サイト等(以下「人材紹介会社等」という。)を利用してエンジニアを採用(雇用契約を締結)した際に支払った人材紹介手数料等の一部を助成するエンジニア確保支援事業助成金(以下「助成金」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金は、区内中小企業が人材紹介会社等を利用してエンジニアを採用(雇用契約を締結)した際に支払った人材紹介手数料等の経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、助成対象者に交付するものとする。

(助成対象者)

- 第3条 本助成金の交付を受けることができる者は、区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、製造業または情報通信業その他区長が認める業種に属する事業を営む者とし、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 情報通信業については、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」および中分類「インターネット附随サービス業」に該当する情報サービス業者であること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当するみなし大企業でないこと。
 - ア 一つの大企業(中小企業者以外の者)が発行済み株式総数または出資総額の 2分の1以上を単独に所有または出資している企業
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有ま たは出資している企業
 - ウ 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
 - エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
 - (3) 法人事業税および法人都民税(個人事業者にあっては個人事業税・住民税)を滞納していない者。
 - (4) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納していない者。
 - (5) 本助成事業に係る内容と同一または類似する案件等に対して、品川区および他の公的機関(国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等)から助成金等を受けていない者。
 - (6) 民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)または会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)による申立て等、支援事業の継続について不確実な状況でない者。
 - (7) 品川区暴力団排除条例(平成24年条例第34号)に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に

定めるエンジニアを採用した場合に、人材紹介会社等に支払う人材紹介手数料のうち、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額または助成限度額50万円のいずれか低い額(1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請(以下、「オンライン申請」という。)を行わなければならない。
- 2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該 事項を確認することができる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名および住所(法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地)
 - (2) 助成対象事業
 - (3) 助成対象事業の実施計画
 - (4) 助成対象経費およびその内訳
 - (5) 助成金の交付申請額
 - (6) その他区長が必要と認める事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付・不交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)または助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

- 第8条 交付対象者は、助成対象事業の内容および助成対象経費の配分を変更し、 または助成対象事業を中止しようとするときは、オンライン申請によりあらかじ め区長からその承認を受けなければならない。
- 2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該 事項を確認することができる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名および住所(法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地)
 - (2) 実施事業名
 - (3) 中止または変更の理由
 - (4) その他区長が必要と認める事項
- 3 区長は、第1項の規定による申請を受理した場合は、当該申請書の内容を審査 し、適当と認めるときは、変更(中止)承認通知書(第4号様式)により交付対 象者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成対象事業の内容および助成対象経費の配分を変更し、または助成対象事業を中止しようとする交付対象者は、あらかじめ助成対象事業変更(中止)承認申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 区長は、前項の申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、適当 と認めるときは、変更(中止)承認通知書により交付対象者に通知するものとす る。

(遅延等の報告)

- 第9条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。 (状況報告)
- 第10条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成事業の遂行状況について、 指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。 (実績報告)
- 第11条 交付対象者は、助成対象事業が完了したとき(助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、区長に対し、オンライン申請により速やかに実績の報告をしなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該 事項を確認することができる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名および住所(法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地)
 - (2) 実施事業名
 - (3) 助成対象経費総額
 - (4) 助成金額
 - (5) 助成対象事業の実施内容および成果
 - (6) 助成対象事業の収支に関する事項
 - (7) 次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨(8)その他区長が必要と認める事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成対象事業が完了したとき(助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(第6号様式)およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに内容を審査し、 助成事業の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認 めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第7号様式) により当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

- 第13条 前条の規定により交付確定通知を受けた交付対象者への助成金の交付は、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により速やかに行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるものに係る交付確定通知を受けた交付対象者は、指定期日までに請求書(第8号様式)により助成金の交付を区長に請求しなければならない。
- 3 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。 (決定の取消し)

- 第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の 交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。 (助成金の返還)
- 第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。 (違約金)
- 第16条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約金額(1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。
- 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あ たりの割合とする。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を 求めた場合または助成事業について報告を求めた場合は、これに応じなければな らない。

(関係書類の整備)

第18条 交付対象者は、交付対象となった事業計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。